

東京都台東区立産業交流施設の指定管理者の選定について

1 対象施設

(1) 東京都台東区立産業交流施設

住所：台東区小島二丁目9番10号

施設内容：①施設概要

鉄筋コンクリート造 3階建（1階、3階の一部）

②事業内容

事業者を中心として、人、もの及び情報の交流を通じた地場産業の振興、新たなビジネスチャンスの創出及び活気とにぎわいにあふれた活動の促進を図り、もって区内事業者の持続的な発展及び地域経済の活性化に寄与することを目的とする。

2 指定期間

令和10年4月1日から令和15年3月31日までの5年間とする。

3 指定管理者の選定

(1) 選定方法

台東区指定管理者制度運用指針3（1）に基づき、指定管理者を公募により選定する。

(2) 選定手続

指定管理者選定委員会を設置し、事業計画に基づき、管理運営やサービス向上への取組など、指定管理者としての適性を判定する。

① 選定委員会の構成

外部の有識者と区職員を委員とする4名体制とする。

- ・施設の設定目的に応じた専門的な見識を有する者1名
- ・経営に関する専門的な見識を有する者1名
- ・区職員2名

② 選考基準（案）

東京都台東区立産業交流施設条例に定める基準のほか、次に掲げる項目を中心に審査を行う。

- ・ 区の求める管理水準の確保
- ・ サービス向上への取組
- ・ 運営効率化への取組
- ・ 職員育成の取組
- ・ 実績・安定性
- ・ その他施設固有の性質等による項目

4 今後の予定

令和 8 年 1 0 月	募集開始
1 1 ~ 1 2 月	第 1 回選定委員会【選定基準の決定】
	第 2 回選定委員会【書類審査】
	第 3 回選定委員会【面接審査】
	【指定管理者候補者決定】
令和 9 年第 1 回定例会	産業建設委員会【指定管理者候補者の選定結果】
第 4 回定例会	産業建設委員会【指定管理者指定議案提出】
令和 1 0 年 4 月	指定管理者との協定締結、指定管理業務開始

台東区指定管理者制度運用指針（関係箇所のみ抜粋）

3. 指定管理者の選定方法

(1) 公募の原則

指定管理者の選定は、原則として公募型プロポーザル方式により行う。

(2) 公募によらない選定

次のいずれかに該当する場合は、公募によらない選定を行うことができる。ただし、現指定管理者を引き続き次期指定管理者とする場合に、下記①から④について、11の(1)に定める内部評価の直近の総合評価が7割未満で、かつ選定申し込みまでに改善が見込めない場合は、この限りでない。

- ① 施設の管理運営にあたり、利用者との高度な信頼関係の構築が求められ、事業運営の継続性、安定性又はノウハウの蓄積を特に必要とする場合
- ② 区の出資団体による管理運営が必要な場合
 - (ア) 施設や収蔵品の寄贈にあたっての経緯などから判断して、区の出資団体による管理運営が最適と認められる場合
 - (イ) 困難なケースへの対応など、区の出資団体以外の事業者の参入が難しく、区民のセーフティネットとして必要な福祉サービスを安定的、継続的に供給するなど区と連携を図りながら福祉施策を担う場合
 - (ウ) 上記(ア)(イ)のほか、行政支援及び補完機能を有する区の出資団体が、区と密接な連携を図りながら区の政策を推進する場合
- ③ 施設のあり方の見直しや、改修等の事情によって指定期間が5(1)に定める標準期間より短くなるときに、業務の安定性及び継続性の観点から、引き続き同一の指定管理者による運営が望ましい場合
- ④ 複合施設となる建物において、上記いずれかの理由により非公募となる施設を有し、当該施設との一体的な管理運営が必要な場合
- ⑤ その他やむを得ない事情により、公募する時間的余裕がない場合

(3) 継続の場合の特例

(1)の規定に基づき選定された指定管理者が管理を行う施設において、指定期間の満了に伴い指定管理者を指定しようとする場合であって、現指定管理者の実績等を考慮して、施設の設置目的を最も効果的に達成できると区長等が判断した場合は、公募によらず現指定管理者を再選定することができる。ただし、この場合の再選定は、各施設について2回連続で行うことはできない。

(4) 複合施設等の一括指定

同一の建物・敷地内に複数の施設が存在する場合（複合施設）や、区内に複数の類似施設が存在する場合については、効率的・効果的な管理運営を行う観点から、これらの施設について同一の指定管理者を選定することができる。